

臨時販売場制度に関するQ & A

平成 31 年 4 月
国税庁消費税室

凡 例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

【法令】

改正法	……………	所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）
新消法	……………	改正法による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
改正令	……………	消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 99 号）
消令	……………	消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
新消令	……………	改正令による改正後の消令
新消規則	……………	消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年財務省令第 10 号）による改正後の消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）

【用語】

免税販売手続	……………	消費税法第 8 条第 1 項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続
一般型輸出物品販売場	……	消令第 18 条の 2 第 2 項第 1 号《一般型輸出物品販売場の許可要件》に規定する一般型輸出物品販売場
手続委託型輸出物品 販売場	……………	消令第 18 条の 2 第 2 項第 2 号《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》に規定する手続委託型輸出物品販売場

※ 平成 31 年分以後の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

臨時販売場制度以外の輸出物品販売場制度については、以下のページへ掲載している各種パンフレットや Q & A をご参照ください。

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/index.htm>

また、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から、輸出物品販売場における免税販売手続は電子化されます。詳しくは、以下のページへ掲載している各種パンフレットや Q & A をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>

《 目 次 》

(臨時販売場制度の概要)

- 問 1 臨時販売場制度の概要を教えてください。…………… 1

(臨時販売場を設置する事業者に係る承認要件)

- 問 2 臨時販売場を設置する事業者に係る承認を受けるための要件について教えてください。…………… 2

(臨時販売場を設置する事業者の承認申請手続)

- 問 3 臨時販売場を設置する事業者の承認申請手続について教えてください。…………… 3

(手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者が臨時販売場を設置する場合の承認)

- 問 4 当社は、手続委託型輸出物品販売場として許可を受けた販売場のみを経営していますが、臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請を行うことができますか。…………… 4

(事前承認港湾施設の承認を受けていた場合)

- 問 5 当社は、事前承認港湾施設の承認を受けていましたが、当該承認を受けている場合であっても、平成 31 年(2019 年)7 月 1 日以後に港湾施設内に臨時販売場を設置する場合には、臨時販売場を設置する事業者の承認を受ける必要がありますか。…………… 4

(臨時販売場の届出)

- 問 6 臨時販売場の届出手続について教えてください。…………… 5

(臨時販売場設置届出書の事後提出)

- 問 7 当社は、百貨店の期間限定イベント(夏季限定(3 か月間)のイベントであり、出店する販売場は当該イベント終了をもって閉鎖します。)に出店していますが、免税販売を行う準備が整わなかったことから、販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を提出することができませんでした。

出店後に免税販売を行う準備が整い、「臨時販売場設置届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合、その提出日の翌日以後の期間について、免税販売を行うことができますか。

なお、当社は、臨時販売場を設置する事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けています。…………… 7

(同時期の複数出店)

- 問 8 同時期に複数の場所で販売場を設置する場合、それぞれの販売場について「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、臨時販売場として免税販売を行うことができますか。…………… 8

(手続委託型臨時販売場)

問9 当社は、一般型輸出物品販売場として許可を受けた販売場のみを運営していますが、今般設置する臨時販売場が特定商業施設内にあることから、当該販売場については、免税販売手続を「手続委託型」として行いたいと考えています。この場合どのような手続が必要ですか。

なお、当社は、臨時販売場を設置する事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けています。…………… 9

(手続委託型臨時販売場における購入下限額)

問10 当社は、特定商業施設内において実施されている夏季限定イベント（3か月間のイベント）へ出店しており、当該出店した販売場について、免税販売手続の区分を「手続委託型」とする「臨時販売場設置届出書」を提出しています。

この場合、免税手続カウンターにおいて行う免税販売の対象となる下限額（一般物品、消耗品それぞれ5千円）の判定は、当社が出店する臨時販売場と他の手続委託型輸出物品販売場の販売価額とを合算して行うことができますか。…………… 10

(臨時販売場を対象とした承認免税手続事業者)

問11 当社は、外国人旅行客を対象としたイベントを8月1日から8月31日までの期間限定で開催することを予定しており、複数の事業者が当該イベントに出店することとなっております。

当該イベントに出店する事業者については、臨時販売場を設置する事業者としての承認を受けてもらい、当該出店する販売場において、免税販売を行うことができる体制を整えることとしていますが、免税販売手続については、当社が一括して行いたいと考えております。

この場合、当社は当該イベントを対象に承認免税手続事業者になることはできますか。…………… 11

(臨時販売場の変更届出)

問12 届出を行った臨時販売場について、設置期間、免税販売手続の区分及び設置場所等を変更した場合の手続について教えてください。…………… 12

(設置期間が7月を超えることとなった場合)

問13 4か月設置するとして届出を行った臨時販売場について、期間を延長し、都合1年間設置することとなりました。4か月経過後も引き続き免税販売を行いたい場合、どのような手続が必要ですか。…………… 13

(継続予定の販売場)

問 14 当社は、ショッピングモールのテナントとして出店を考えています。当該テナントの賃貸借契約は6か月とされており、当該期間経過後も出店を継続するかは、後日判断することとされていますが、特段の事情がない限り、賃貸借契約を更新して出店を継続する予定です。

当該販売場の賃貸借契約の期間が6か月であることから、臨時販売場を設置する事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合、当該販売場設置の日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、当該販売場において免税販売を行うことができますか。

なお、賃貸借契約書には自動更新についての定めはありません。…………… 14

(臨時販売場制度の概要)

問 1 臨時販売場制度の概要を教えてください。

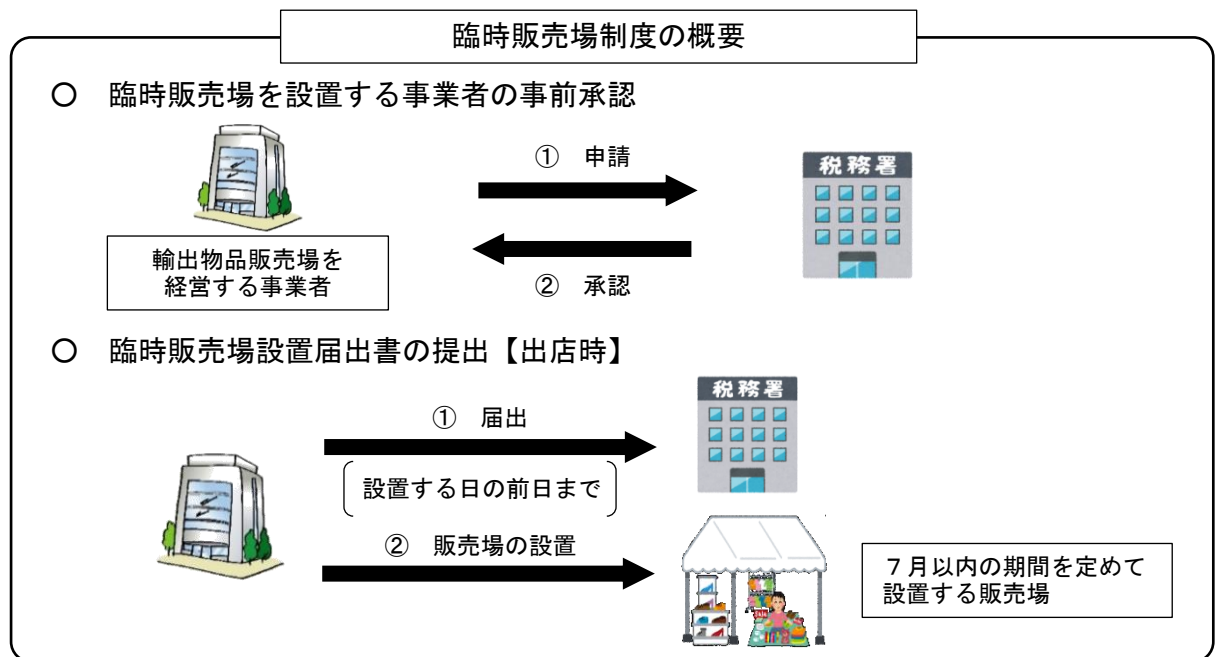
【答】

「臨時販売場制度」とは、臨時販売場（7月以内の期間を定めて設置する販売場に限りま
す。）を設置する事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）としてあらかじめ
納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、その臨時販売場を設置する日の前日まで
に、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、当該臨時販
売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができる制度です（新消法8⑧⑨）。

なお、臨時販売場における免税販売手続については、届出書に記載した免税販売手続の区
分（一般型又は手続委託型）に応じて行うこととなります（新消規則10の6①）。

※ 臨時販売場制度については、平成31年（2019年）7月1日から施行されます。

なお、臨時販売場を設置する事業者としての承認を受けるための申請などは、同年5月
1日から手続が可能です。詳しくは、問3及び問6をご参照ください。



《参考》設置期間（7月以内）の計算方法（月の途中から販売場を設置する場合）

期間の計算において、月の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月の起算日に
相当する日の前日に満了することとされています（相当する日がないときは、その月の末日に満了
することとなります。）。

（例）X年1月19日から設置する場合

起算日：X年1月19日

応当日の前日（設置日から7月以内）：X年8月18日

⇒ X年8月18日まで設置する販売場については、臨時販売場に該当しますが、X年8月19
日以後も引き続き設置する販売場は、臨時販売場に該当しません。

※ 臨時販売場に該当しない販売場については、輸出物品販売場として許可を受けることに
より、免税販売を行うことができます。

(臨時販売場を設置する事業者に係る承認要件)

問2 臨時販売場を設置する事業者に係る承認を受けるための要件について教えてください。

【答】

臨時販売場を設置する事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）として承認を受けるためには、次の要件の全てを満たすことが必要です（新消令18の4②、新消規則10の5③）。

なお、承認申請の手続については、問3をご参照ください。

《臨時販売場を設置する事業者の承認要件》

- ① 臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること※。
- ② 手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。
- ③ 輸出物品販売場の許可を取り消され又は臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

※ 「臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること」とは、臨時販売場を設置していた期間中の免税販売の記録等が臨時販売場を閉鎖した後においても適切に保存され、確認できるような体制が整備されていることをいいます。

(臨時販売場を設置する事業者の承認申請手続)

問3 臨時販売場を設置する事業者の承認申請手続について教えてください。

【答】

臨時販売場において免税販売を行う場合は、臨時販売場を設置する事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（新消法8⑧⑨）。

具体的には、「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」に次の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に申請することとなります（新消令18の4①、新消規則10の5②）。

※ 「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」については、平成31年（2019年）5月1日から提出することができます（改正令附則2①）。

ただし、同年7月1日前に当該申請に係る承認を受け、同日前に「臨時販売場設置届出書」を提出したとしても、臨時販売場として免税販売を行うことができるのは、平成31年（2019年）7月1日以後となりますので、ご留意ください（改正令附則2③、④）。

≪「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」の添付書類≫

- ① 臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制（免税販売記録の保存体制等）が整備されていることを証する書類
 - ・ 臨時販売場において行った免税販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関する事務処理規程など
- ② 次のイ又は口のいずれかの書類
 - イ 7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した実績（催事場、イベント等への出店等）がある場合、その事実を証する書類
 - ・ 過去に出店したイベント等の出店契約書の写しなど
 - ロ 7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思（イベント等への出店の意思）を有する旨を証する書類
 - ・ 出店計画書（当面のイベント等への出店予定が分かる書類）など
- ③ 申請者の事業内容が確認できる資料
 - ・ 会社案内やホームページ掲載情報など
- ④ 臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料
 - ・ 取扱商品リストなど

【手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、上記に加えて以下の書類】

- ⑤ 自ら免税販売手続を行う体制が整備されていることを証する書類
 - ・ 臨時販売場における免税販売方法を記したマニュアルなど
- ※ ③及び④の資料については、承認要件の確認のため参考として添付をお願いします。また、上記のほか、承認要件の確認のために追加資料をお願いする場合があります。

(手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者が臨時販売場を設置する場合の承認)

問4 当社は、手続委託型輸出物品販売場として許可を受けた販売場のみを経営していますが、臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請を行うことができますか。

【答】

手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者であっても臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請を行うことができます。

ただし、手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者が臨時販売場を設置する事業者として承認を受けようとする場合、臨時販売場において自ら免税販売を行うための必要な体制が整備されていることが必要となります(新消令18の4②一、新消規則10の5③二)(問2参照)。

(事前承認港湾施設の承認を受けていた場合)

問5 当社は、事前承認港湾施設の承認を受けていましたが、当該承認を受けている場合であっても、平成31年(2019年)7月1日以後に港湾施設内に臨時販売場を設置する場合には、臨時販売場を設置する事業者の承認を受ける必要がありますか。

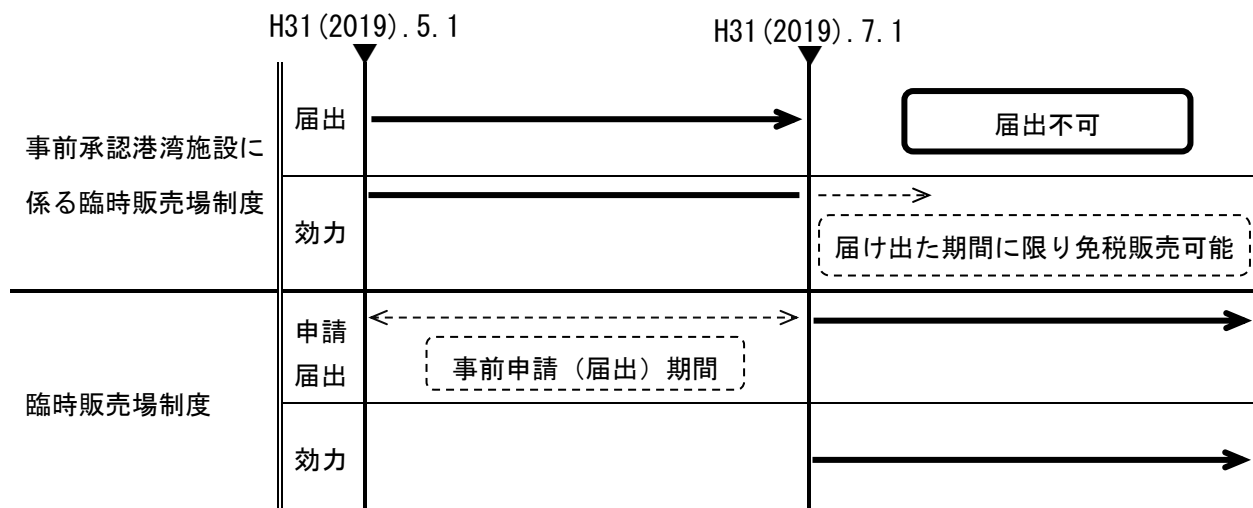
【答】

事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度については、平成31年(2019年)6月30日をもって廃止されます。

したがって、同年7月1日以後も港湾施設内に設置する販売場で免税販売を行おうとする場合には、臨時販売場を設置する事業者の承認を受ける必要があります。

ただし、同日前に「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」を提出した場合には、当該届出に係る設置期間に限り、制度廃止前の臨時販売場として免税販売を行うことは可能です(改正法附則24)。

○ 平成31年(2019年)7月前後の適用関係



(臨時販売場の届出)

問 6 臨時販売場の届出手続について教えてください。

【答】

臨時販売場を設置する事業者として承認を受けた事業者が臨時販売場を設置しようとする場合は、その臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出する必要があります（新消法 8⑧）。

「臨時販売場設置届出書」には、次の書類を添付して提出することとなります（新消法 8⑧、新消規則 10 の 6②）。

※ 平成 31 年（2019 年）7 月 1 日より前に臨時販売場を設置する事業者として承認を受けた場合には、同日前であっても「臨時販売場設置届出書」の提出をすることができます（改正令附則 2③）。

また、平成 31 年（2019 年）7 月 1 日より前から設置している販売場についても、臨時販売場として届出をすることが可能です。

ただし、同日前に届け出たとしても、臨時販売場として免税販売を行うことができるのは、平成 31 年（2019 年）7 月 1 日以後となりますので、ご注意ください（改正令附則 2④）。

《「臨時販売場設置届出書」の添付書類》

- ① 臨時販売場を設置する場所の付近の見取図
- ② 届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類
 - ・ テナント契約書、出店許可書の写しなど
- ③ その他参考となる書類
 - ・ 取扱商品リストなど

【「手続委託型」として免税販売を行う場合は、上記に加え以下の書類】

- ④ 販売場が所在する特定商業施設の見取図
(特定商業施設が商店街である場合)
 - ・ 商店街の地区等の範囲(隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、そのことが分かるように記載します。)に当該地区等に所在する組合員の経営する販売場及び免税販売手続カウンターの場所を付記したもの
- ※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。

(特定商業施設が大規模小売店舗又は一棟の建物である場合)

- ・ ショッピングセンターやテナントビル等のフロアガイドなどに販売場と免税販売
手続カウンターの場所を付記したもの

⑤ 承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続の代理に関する契約書の写し

⑥ 特定商業施設に該当することを証する書類

(特定商業施設が商店街である場合)

- ・ 商店街振興組合にあっては、商店街振興組合法第2条第1項に規定する組合の定款
の写し
- ・ 事業協同組合にあっては、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する組合の定
款の写し

※ 隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、その一の特定商業
施設としたそれぞれの商店街の組合の定款の写しが必要です。

(特定商業施設が大規模小売店舗又は一棟の建物である場合)

- ・ 大規模小売店舗にあっては、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し
(当該届出等の地方自治体への提出事実が分かるもの)又はこれに代わる書類
- ・ 一棟の建物にあっては、建物の登記事項証明書(登記簿謄本)の写し

⑦ 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウ
ンターへ連絡(共有)する情報が記載された書類

- ・ 販売場で発行するレシートの雛型など

※ 免税手続カウンターにおいて、次のイからハを行うために使用する書類の写し
又は販売場と免税手続カウンターがシステムで連携している場合は、システムで
共有される情報や情報共有の具体的な方法等を記した適宜の書類

イ 「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している手続委託型臨時販売場
(免税販売手続の区分を「手続委託型」とした臨時販売場、以下同じ。)で販売
された物品であることの確認

ロ 購入記録票及び購入者誓約書の作成

ハ 免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかの判断

⑧ 商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが分かる資料(特定商業施設
が商店街である場合)

- ・ 組合員名簿など

※ ③、⑦及び⑧の資料については、臨時販売場における免税販売方法等の確認のため参
考として添付をお願いします。

(臨時販売場設置届出書の事後提出)

問7 当社は、百貨店の期間限定イベント(夏季限定(3か月間)のイベントであり、出店する販売場は当該イベント終了をもって閉鎖します。)に出店していますが、免税販売を行う準備が整わなかったことから、販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を提出することができませんでした。

出店後に免税販売を行う準備が整い、「臨時販売場設置届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合、その提出日の翌日以後の期間について、免税販売を行うことができますか。

なお、当社は、臨時販売場を設置する事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けています。

【答】

臨時販売場において免税販売を行う場合には、当該臨時販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(新消法8⑧)。

したがって、事前に「臨時販売場設置届出書」を提出していない場合には、当該臨時販売場において免税販売を行うことはできないこととなります。

ただし、販売場設置時において免税販売を行う準備が整っていない場合や設置期間の途中で免税販売を行う経営判断をする場合等も考えられますので、「臨時販売場設置届出書」の提出が臨時販売場設置日以後となった場合であっても、提出した日の翌日以後の期間については、免税販売を行えることとしています。

この場合において、販売場の設置期間が7月以内かどうかの判定に係る起算日は実際に販売場を設置した日となりますので、「臨時販売場設置届出書」に記載する設置期間の始期は、実際に販売場を設置した日を記載してください。

(同時期の複数出店)

問 8 同時期に複数の場所で販売場を設置する場合、それぞれの販売場について「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、臨時販売場として免税販売を行うことができますか。

【答】

臨時販売場(7月以内の期間を定めて設置する販売場に限ります。)を設置する事業者(輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。)としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、その臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、当該臨時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができます(新消法8⑧⑨)。

なお、設置する臨時販売場の数に制限はありませんので、同時期に複数の臨時販売場を設置して、それぞれの販売場において免税販売を行うことは可能です。この場合、それぞれの臨時販売場ごとに「臨時販売場設置届出書」を提出していただく必要があります。

(手続委託型臨時販売場)

問9 当社は、一般型輸出物品販売場として許可を受けた販売場のみを運営していますが、今般設置する臨時販売場が特定商業施設内にあることから、当該販売場については、免税販売手続を「手続委託型」として行いたいと考えています。この場合どのような手続が必要ですか。

なお、当社は、臨時販売場を設置する事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けています。

【答】

臨時販売場（7月以内の期間を定めて設置する販売場に限ります。）を設置する事業者（輸出物品販売場を運営する事業者に限ります。）としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、その臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、当該臨時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができます（新消法8⑧⑨）。

臨時販売場で免税販売を行う際の免税販売手続の区分は、「臨時販売場設置届出書」に記載することとされており（新消規則10の6①）、一般型輸出物品販売場のみの許可を受けている場合であっても、免税販売手続の区分を「手続委託型」と記載した「臨時販売場設置届出書」に必要な書類を添付して提出することにより、当該臨時販売場において「手続委託型」として免税販売を行うことができます。

※ 「臨時販売場設置届出書」の添付書類等については、問6をご参照ください。

(手続委託型臨時販売場における購入下限額)

問 10 当社は、特定商業施設内において実施されている夏季限定イベント（3か月間のイベント）へ出店しており、当該出店した販売場について、免税販売手続の区分を「手続委託型」とする「臨時販売場設置届出書」を提出しています。

この場合、免税手続カウンターにおいて行う免税販売の対象となる下限額（一般物品、消耗品それぞれ5千円）の判定は、当社が出店する臨時販売場と他の手続委託型輸出物品販売場の販売価額とを合算して行うことができますか。

【答】

手続委託型臨時販売場における免税販売手続については、手続委託型輸出物品販売場に係る規定が適用されることとなります。

したがって、一の特定商業施設内において承認免税手続事業者が同一である他の手続委託型輸出物品販売場（他の手続委託型臨時販売場を含みます。）で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額と手続委託型臨時販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算して、免税販売の対象となる下限額（一般物品、消耗品それぞれ5千円）以上であるかを判定することができます（消令18⑧、18の3①）。

なお、その免税手続カウンターで免税販売手続を行う物品の全てについて、必ず合算して免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定を行わなければならないということではありません。

(臨時販売場を対象とした承認免税手続事業者)

問 11 当社は、外国人旅行客を対象としたイベントを8月1日から8月31日までの期間限定で開催することを予定しており、複数の事業者が当該イベントに出店することとなっております。

当該イベントに出店する事業者については、臨時販売場を設置する事業者としての承認を受けてもらい、当該出店する販売場において、免税販売を行うことができる体制を整えることとしていますが、免税販売手続については、当社が一括して行いたいと考えております。

この場合、当社は当該イベントを対象に承認免税手続事業者になることはできますか。

【答】

承認免税手続事業者とは、一の特定商業施設内に免税手続カウンターを設置することについて、その事業者の納税地の所轄税務署長の承認を受けた者をいいます(消令18の2⑦)。

したがって、貴社が主催する期間限定のイベントにおいて免税販売手続を一括して行うためには、その会場が特定商業施設に該当する必要があるため、その場合には貴社が承認免税手続事業者の承認を受けることにより、臨時販売場を出店する事業者から免税販売手続の委託を受けることができます。

なお、特定商業施設とは、次の①から④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます(消令18の2④)。

販売場の区分		特定商業施設	例
①	商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場(当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限ります。)	当該地区	商店街
②	中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場(当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限ります。)	当該地域	
③	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④	一棟の建物内にある販売場(③に該当するものを除きます。)	当該一棟の建物	テナントビル等

※ 「特定商業施設」については、「輸出物品販売場制度に関するQ&A(平成30年6月)」問44(特定商業施設の意義)から問50(近接する商店街の地区等)までを、「承認免税手続事業者」の承認申請等については、同Q&A問58(承認免税手続事業者の承認申請手続)及び問59(承認免税手続事業者の承認要件)をご参照ください。

(臨時販売場の変更届出)

問 12 届出を行った臨時販売場について、設置期間、免税販売手続の区分及び設置場所等を変更した場合の手続について教えてください。

【答】

臨時販売場（7月以内の期間を定めて設置する販売場に限り、輸出物品販売場を営む事業者に限ります。）を設置する事業者（輸出物品販売場を営む事業者に限ります。）としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、臨時販売場を設置することについて、納税地の所轄税務署長に届出を行った後、その届出を行った臨時販売場の設置期間や免税販売手続の区分等を変更した場合、遅滞なく、納税地の所轄税務署長にその変更した事項について「臨時販売場変更届出書」により届け出る必要があります（新消令18の4⑤、新消規則10の6③）。

なお、免税販売手続の区分を「一般型」から「手続委託型」へ変更する場合には、特定商業施設の見取図等（問6の④～⑧の書類）を添付する必要があります。

また、臨時販売場の設置場所を変更する場合には、新たに「臨時販売場設置届出書」を提出する必要がありますが、当該設置場所の変更が新たな臨時販売場の設置とはいえない場合、例えば、特定商業施設内で手続委託型臨時販売場を免税販売手続の区分を変更しないで移動する場合には、「臨時販売場変更届出書」の提出で差し支えありません。

※ 設置期間が7月を超えることとなる場合については、問13をご参照ください。

(設置期間が7月を超えることとなった場合)

問 13 4か月設置するとして届出を行った臨時販売場について、期間を延長し、都合1年間設置することとなりました。4か月経過後も引き続き免税販売を行いたい場合、どのような手続が必要ですか。

【答】

臨時販売場を設置する事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、免税販売を行うことができる臨時販売場は、7月以内の期間を定めて設置する販売場に限られるため、1年間設置する販売場については、臨時販売場に該当しません(新消法8⑧)。

また、7月を超える期間を設置期間とする臨時販売場変更届出書を提出したとしても、免税販売を行うことができる期間は、変更前の期間に限られます(新消令18の4⑤)。

したがって、4か月経過後、7月を超えて引き続き免税販売を行おうとする場合には、あらかじめ、その販売場について輸出物品販売場として許可を受ける必要があります。

なお、輸出物品販売場の許可については、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って手続を行ってください。

※ 輸出物品販売場の許可申請については、「輸出物品販売場制度に関するQ&A(平成30年6月)」問21(一般型輸出物品販売場)及び問51(手続委託型輸出物品販売場)をご参照ください。

(継続予定の販売場)

問 14 当社は、ショッピングモールのテナントとして出店を考えています。当該テナントの賃貸借契約は6か月とされており、当該期間経過後も出店を継続するかは、後日判断することとされていますが、特段の事情がない限り、賃貸借契約を更新して出店を継続する予定です。

当該販売場の賃貸借契約の期間が6か月であることから、臨時販売場を設置する事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合、当該販売場設置の日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、当該販売場において免税販売を行うことができますか。

なお、賃貸借契約書には自動更新についての定めはありません。

【答】

臨時販売場を設置する事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、免税販売を行うことができる臨時販売場は、7月以内の期間を定めて設置する販売場に限られるため、6か月の期間を定めて設置する販売場については、臨時販売場としての手続を行うことにより、免税販売を行うことができます（新消法8⑧⑨）。

お尋ねの場合、貴社が出店を予定している販売場は、賃貸借契約の期間は6か月であるとしても、その後も継続して販売場を経営する予定であることから、「7月以内の期間を定めて設置する販売場」に該当しないものと考えられます。

したがって、臨時販売場に係る手続ではなく、輸出物品販売場の許可を受けることにより免税販売を行うこととなります。

この場合においては、出店を継続しないこととなったときに、「輸出物品販売場廃止届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 輸出物品販売場の許可申請については、「輸出物品販売場制度に関するQ & A（平成30年6月）」問21（一般型輸出物品販売場）及び問51（手続委託型輸出物品販売場）をご参照ください。